

美住福第405号
令和2年5月26日

保護者各位

美里町長 原田 信次
(公印省略)

国の緊急事態宣言解除に伴う町内保育園の臨時休園の終了について

日頃から、本町の児童福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本町では、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、4月21日(火)から町内保育園を原則休園としておりますが、緊急事態宣言の解除に伴い、休園期間は既にご案内のとおり5月31日(日)までとし、6月1日(月)から通常保育を再開することといたします。(同時に町民への登園自粛要請も終了します。)

保護者の皆様におかれましては、様々な状況がある中、長期間に渡り登園自粛及び臨時休園にご協力をいただき深く感謝いたします。引き続き各園においては、感染防止対策を行い保育を実施していきますので、各家庭におきましても、引き続き感染防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後町内の保育園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や、地域における感染拡大などの事態が発生した場合には、状況により再度の臨時休園や登園自粛をお願いする可能性がありますので、ご留意ください。

記

○ 4月8日(水)から5月31日(日)までの間、登園されなかった日数分の保育料については、町が保育所等に欠席日数を確認し、後日日割計算により減額分を返金いたします。返金方法等につきましては、施設により異なりますので、後日ご連絡いたします。

※ 6月以降は、お休みをされても登園日数に応じた減額はいたしません。

○ 町外在住のかたにつきましては、居住する市町村にお問い合わせください。

【担当】

美里町住民福祉課戸籍福祉係

電話 0495-76-5132